

建設業・建築業及び製造業を営む皆様！

建設業等機械設備導入補助制度

実施期間が平成31年9月30日まで延長になりました。

建設業等の現場で使う
機械設備の導入費用を補助し、
建設業等の持続的発展を支援します！



小規模事業者の皆様

小規模事業者経営改善資金利子補給制度ご利用ください。

平成26年12月1日より(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を利用した方に対し支払った利息に対し年利1%相当額(貸付時の利率が1%以下の場合は全額)を町で補給してもらえる制度です。補給期間は借入し返済が始まってから2年間です。ぜひご利用ください。

どちらもお問合せ先 阿南町商工会 (担当 浅岡まで)

TEL 22-2203 FAX 22-2253